

横保企第149号
令和4年(2022年)10月3日

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今村哲也様

横須賀市長 上地克明



新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定
個人情報保護評価書の点検について(依頼)

横須賀市個人情報保護条例第25条第1項第4号の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、依頼いたします。

事務担当 民生局健康部保健所企画課(防疫情報企画担当)

横須賀市個人情報保護条例(抜粋)

第25条 この条例の運用について、次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1)～(3) 略

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による実施機関からの意見の求めに対し、調査及び審議を行い、意見を述べること。